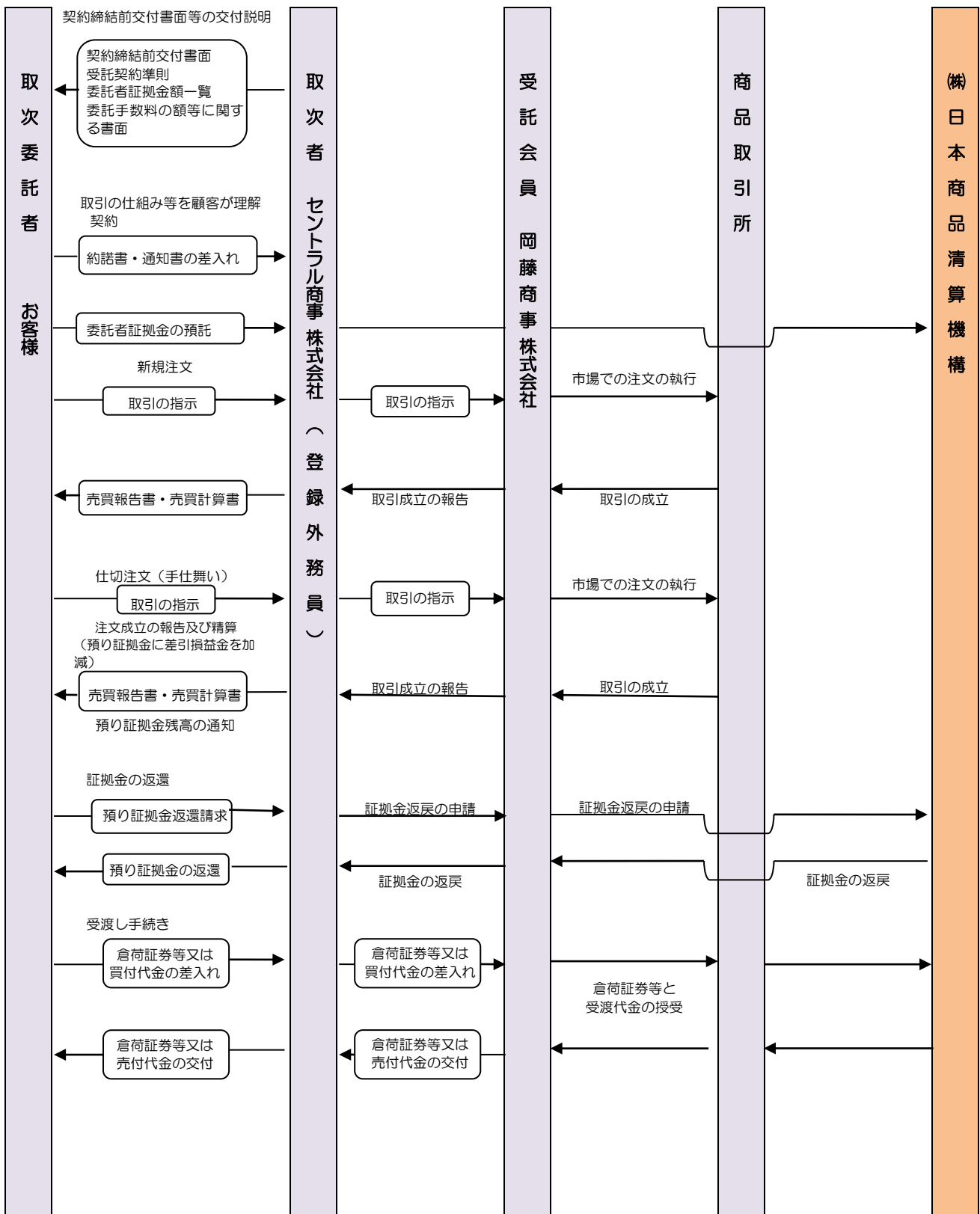


取引ガイド（通常取引一別冊）

目 次	ページ
1. 取次ぎに関する契約の手順と取引の流れ	1
2. 商品取引所及び当社の取扱商品	2
3. 上場商品の取引単位、値動きと差損益及び限月一覧表	
4. 損益計算の具体例.....	3
• 金（標準取引）	
• とうもろこし	
5. 証拠金不足額の計算例 ～基本原則～	4
• <例1>、<例2>、<例3>、<例4>	
6. 注文の種類と約定条件	6
• 注文の種類	
• 約定条件	
• 有効期限	
7. 注文の優先順位	7
8. 営業時間等	7

1. 取次に関する契約の手順と取引の流れ



※委託手数料の額及び徴収の時期については、当社の「標準委託手数料体系表」をご参照ください。

2. 商品取引所及び当社の取扱商品

商品取引所名	所在地	電話番号 ホームページ
	上場商品	
株式会社東京商品取引所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番7号	03-3661-9191 http://www.tocom.or.jp/
	金（標準取引）、金（ミニ取引）、銀、白金（標準取引）、白金（ミニ取引） パラジウム、ガソリン、灯油、原油、軽油 ゴム、とうもろこし、一般大豆、小豆	

3. 上場商品の取引単位、値動きと差損益及び限月一覧表

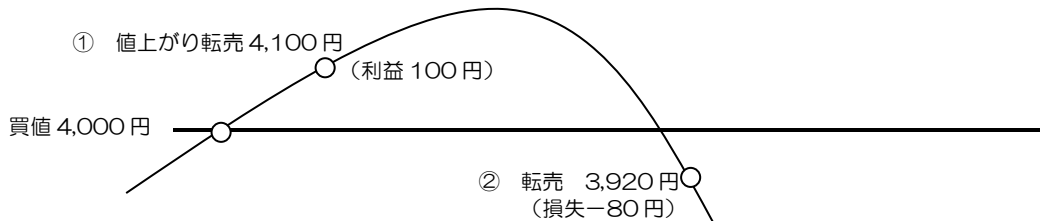
(平成28年 6月1日現在)

上場商品	呼 値	呼値の 単位	取引単位	倍 率	値動きと損益	限 月	CB幅
金 (標準取引)	1g	1円	1,000g	1,000倍	1円=1,000円	12ヵ月以内の偶数月	150円
銀	1g	10銭	10kg	10,000倍	0.1円=1,000円	12ヵ月以内の偶数月	6円
白金 (標準取引)	1g	1円	500g	500倍	1円=500円	12ヵ月以内の偶数月	200円
パラジウム	1g	1円	500g	500倍	1円=500円	12ヵ月以内の偶数月	100円
ガソリン	1kl	10円	50kl	50倍	10円=500円	連続する6限月	2,400円
灯油	1kl	10円	50kl	50倍	10円=500円	連続する6限月	2,400円
原油	1kl	10円	50kl	50倍	10円=500円	連続する6限月	2,400円
軽油	1kl	10円	50kl	50倍	10円=500円	連続する6限月	2,400円
ゴム (RSS3号)	1kg	10銭	5,000kg	5,000倍	0.1円=500円	連続する6限月	5円
金 (ミニ取引)	1g	1円	100g	100倍	1円=100円	12ヵ月以内の偶数月	150円
白金 (ミニ取引)	1g	1円	100g	100倍	1円=100円	12ヵ月以内の偶数月	200円
東京J-List スポット100	1g	1円	100g	100倍	1円=100円	限日型	150円
一般大豆	1t	10円	25t	25倍	10円=250円	12ヵ月以内の偶数月	400円
とうもろこし	1t	10円	50t	50倍	10円=500円	12ヵ月以内の奇数月	500円
小豆	1袋 (30kg)	10円	80袋 2400kg	80倍	10円=800円	連続する6限月	350円

4. 損益計算の具体例

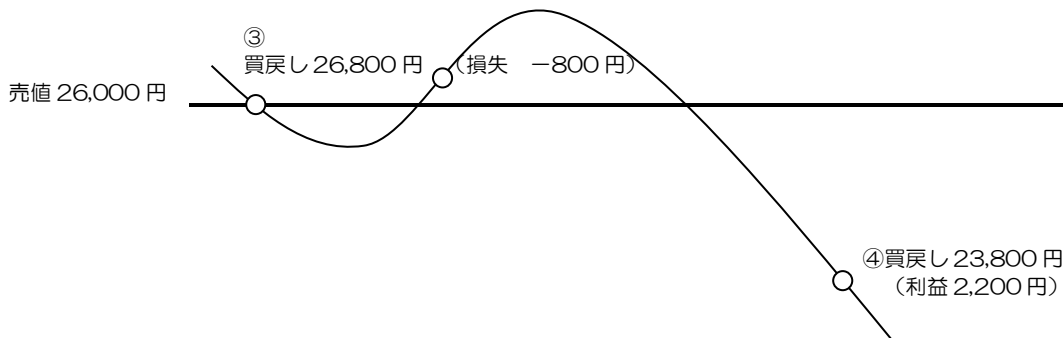
- 東京商品取引所の「金（標準取引）」を1g4,000円の約定値段で、5枚買った場合
 なお、1枚あたりの委託手数料を片道8,316円（消費税込）とします。

<p>① 1g4,100円に値上がりしたときに転売すると</p> <p>⇒ 損益金の計算は</p> $\text{売値} - \text{買値} = 1\text{gあたりの差益}$ $4,100\text{円} - 4,000\text{円} = 100\text{円}$ <p>1gあたりの差益金 × 倍率 = 1枚あたりの差益</p> $100\text{円} \times 1,000 = 100,000\text{円}$ <p>1枚あたりの差益 × 枚数 = 売買差益</p> $100,000\text{円} \times 5\text{枚} = 500,000\text{円}$ <p>⇒ 5枚分の委託手数料の計算</p> $(\text{新規} + \text{仕切}) \times \text{売買枚数} = \text{往復手数料}$ $(8,316\text{円} + 8,316) \times 5\text{枚} = 83,160\text{円}$ <p>⇒ 実質的な利益金は</p> $\text{売買差益} - \text{往復手数料} = \text{利益金}$ $500,000\text{円} - 83,160\text{円} = 416,840\text{円}$	<p>② 1g3,920円に値下がりしたときに転売すると</p> <p>⇒ 損益金の計算は</p> $\text{売値} - \text{買値} = 1\text{gあたりの差損}$ $3,920\text{円} - 4,000\text{円} = -80\text{円}$ <p>1gあたりの差損 × 倍率 = 1枚あたりの差損</p> $-80\text{円} \times 1,000 = -80,000\text{円}$ <p>1枚あたりの差損 × 枚数 = 売買差損</p> $-80,000\text{円} \times 5\text{枚} = -400,000\text{円}$ <p>⇒ 5枚分の委託手数料の計算</p> $(\text{新規} + \text{仕切}) \times \text{売買枚数} = \text{往復手数料}$ $(8,316\text{円} + 8,316) \times 5\text{枚} = 83,160\text{円}$ <p>⇒ 実質的な損失金は</p> $\text{売買差益} - \text{往復手数料} = \text{損失金}$ $-400,000\text{円} - 83,160\text{円} = -483,160\text{円}$
---	---



- 東京商品取引所の「とうもろこし」を1t26,000円の約定値段で、3枚売った場合
 なお、1枚あたりの委託手数料を片道3,465円（消費税込）とします。

<p>③ 1t26,800円に値上がりしたときに買戻すと？</p> <p>⇒ 損益金の計算は</p> $\text{売値} - \text{買戻し値} = 1\text{tあたりの差損}$ $26,000\text{円} - 26,800\text{円} = -800\text{円}$ <p>1tあたりの差損 × 倍率 = 1枚あたりの差損</p> $-800\text{円} \times 50 = -40,000\text{円}$ <p>1枚あたりの差損 × 枚数 = 売買差益</p> $-40,000\text{円} \times 3\text{枚} = -120,000\text{円}$ <p>⇒ 3枚分の委託手数料の計算は</p> $(\text{新規} + \text{仕切}) \times \text{売買枚数} = \text{往復手数料}$ $(3,564\text{円} + 3,564\text{円}) \times 3\text{枚} = 21,384\text{円}$ <p>⇒ 実質的な損失額は</p> $\text{売買差損} - \text{往復手数料} = \text{損失}$ $-120,000\text{円} - 21,384\text{円} = -141,384\text{円}$	<p>④ 1t23,800円に値下がりしたときに買戻すと？</p> <p>⇒ 損益計算</p> $\text{売値} - \text{買戻し値} = 1\text{tあたりの差益}$ $26,000\text{円} - 23,800\text{円} = 2,200\text{円}$ <p>1tあたりの差益金 × 倍率 = 1枚あたりの差益</p> $2,200\text{円} \times 50 = 110,000\text{円}$ <p>1枚あたりの差益 × 枚数 = 売買差益</p> $110,000\text{円} \times 3\text{枚} = 330,000\text{円}$ <p>⇒ 3枚分の委託手数料の計算は</p> $(\text{新規} + \text{仕切}) \times \text{売買枚数} = \text{往復手数料}$ $(3,564\text{円} + 3,564\text{円}) \times 3\text{枚} = 21,384\text{円}$ <p>⇒ 実質的な利益金は</p> $\text{売買差益} - \text{往復手数料} = \text{利益金}$ $330,000\text{円} - 21,384\text{円} = 308,616\text{円}$
---	---



5. 証拠金不足金額等の計算例

～ 基本原則 ～

受入証拠金の総額	≥	証拠金所要額	+	値洗損金	⇒	証拠金の不足なし
受入証拠金の総額	<	証拠金所要額	+	値洗損金	⇒	証拠金の不足あり

- ・委託者証拠金等必要額とは …… 証拠金所要額 + 値洗損金 のことをいいます。
- ・証拠金必要額とは …… 新規建玉時にその都度必要な証拠金をいいます。
- ・値洗益金とは …… 建玉に対する損益計算の合計がプラスの金額の場合。
- ・値洗損金とは …… 建玉に対する損益計算の合計がマイナスの金額の場合。

■ 東京商品取引所の「金（標準取引）」を1g4,200 円の約定値段で5枚買った場合について

- ・当社の証拠金所要額 「金」1 枚 132,000 円とし、お客様が証拠金として、現金で「1,000,000 円」を預託した場合

<例1> 【 価格が買値より上昇し、値洗益金が出ている場合 】

帳入値段が4,300 円になった場合					
帳入値段	—	買値	=	1g あたりの値洗	
4,300 円		4,200 円		100 円	
1g あたりの値洗	×	倍率	=	1 枚あたりの値洗	
100 円		1,000 倍		100,000 円	
1枚あたりの値洗	×	取引枚数	=	値洗益金	
100,000 円		5 枚		500,000 円	
※ 当社では値洗益金の出金及び値洗益金の証拠金への振替えは行っていません。					
受入証拠金の総額	≥	証拠金所要額	+	値洗損金	
1,000,000 円		660,000 円		0 円	
となりますので、証拠金の不足は発生していません。従いまして、					
受入証拠金の総額	—	証拠金所要額	=	余剰額	
1,000,000 円		660,000 円		340,000 円	

<例2> 【 価格が買値より下落し、値洗損金が出ている場合 】

帳入値段が4,100 円になった場合					
帳入値段	—	買値	=	1g あたりの値洗	
4,100 円		4,200 円		▲ 100 円	
1g あたりの値洗	×	倍率	=	1 枚あたりの値洗	
▲ 100 円		1,000 倍		▲ 100,000 円	
1枚あたりの値洗	×	取引枚数	=	値洗	
▲ 100,000 円		5 枚		▲ 500,000 円	
受入証拠金の総額	≤	証拠金所要額	+	値洗損金	
1,000,000 円		660,000 円		500,000 円	
となりますので、証拠金の不足が発生しています。					
受入証拠金の総額	—	委託者証拠金等必要額	=	余剰額	
1,000,000 円		1,160,000 円		▲ 160,000 円	
よって、160,000円の不足（請求額）となります。					

<例3>【 価格が買値より下落し、証拠金を合計200万円預けた場合 】

4,100円で更に5枚買い新規を行い、帳入値段が4,110円になった場合
 4,200円と4,100円にそれぞれ5枚の買建玉（合計10枚）があり、買値の平均値段は4,150円となり

帳入値段	—	買値	=	1gあたりの値洗
4,110円		4,150円		▲ 40円
1gあたりの値洗	×	倍率	=	1枚あたりの値洗
▲ 40円		1,000倍		▲ 40,000円
1枚あたりの値洗	×	取引枚数	=	値洗損
▲ 40,000円		10枚		▲ 400,000円
受入証拠金の総額	≥	証拠金所要額	+	値洗損金
2,000,000円		1,320,000円		400,000円

となりますので、証拠金の不足は発生していません。従いまして、

受入証拠金の総額	—	証拠金所要額	=	余剰額
2,000,000円		1,720,000円		280,000円

<例4>【 価格が買値より下落し、証拠金を合計200万円預けた場合 】

4,100円で10枚売り新規を行い、帳入値段が4,110円になった場合
 4,200円で5枚の買建玉、4,100円で10枚の売建玉の値洗いを別々に計算します。

① 4,200円、5枚の買建玉についての値洗

帳入値段	—	買値	=	1gあたりの値洗
4,110円		4,200円		▲ 90円
1gあたりの値洗	×	倍率	=	1枚あたりの値洗
▲ 90円		1,000倍		▲ 90,000円
1枚あたりの値洗	×	取引枚数	=	値洗
▲ 90,000円		5枚		▲ 450,000円

② 4,100円、10枚の売建玉についての値洗

売値	—	帳入値段	=	1gあたりの値洗
4,100円		4,110円		▲ 10円
1gあたりの値洗	×	倍率	=	1枚あたりの値洗
▲ 10円		1,000倍		▲ 10,000円
1枚あたりの値洗	×	取引枚数	=	値洗
▲ 10,000円		10枚		▲ 100,000円
受入証拠金の総額	≥	証拠金所要額	+	値洗損金合計（①+②）
2,000,000円		1,320,000円		550,000円

となりますので、証拠金の不足は発生していません。従いまして、

受入証拠金の総額	—	証拠金所要額	=	余剰額
2,000,000円		1,870,000円		130,000円

※ 建玉のバランスが「5枚の買」と「10枚の売」となります。同一商品の場合、売り又は買の枚数の多い建玉の証拠金所要額が必要となります。従いまして、上記の場合、証拠金所要額は10枚分（1,320,000円）が必要となります。

6. 注文の種類と約定条件

■ 注文の種類等

- ① 注文は、「注文の種類+約定条件」のセットとなります。
- ② 当社でお受けする注文方法は、下表のとおりとなります。なお、基本となるLO注文とMO注文は、特に十分ご理解の上お取引願います。

注文の種類		注文時に併せて指定		受付	備 考
名称	概要説明	注文の種類	約定条件		
リミットオーダー (LO)	希望する価格以下(買)又は以上(売)で売買したい時に使う注文です		F a S	○	従前の指値注文と同様です
			F a K		
			F o K		
マーケットオーダー (MO)	価格を指定しないで今すぐに売買したい時に使う注文です		F a K	○	未約定分は全てキャンセルされます
			F o K		
ストップオーダー (SO)	指定した値段(価格)条件に達した時に、「買」注文であれば予め指定した値段により高くなれば買い、「売」注文であれば予め指定した値段より安くなれば売りといったように、特定の注文として有効となる注文です。	LO	F a S	○	条件を指定するときは、予め指定した特定注文(LO、MO等)が有効となるタイミングを指定すること。具体的には「直近約定値段が定価格以上(以下)になったとき」を指定することになります
			F a K		
			F o K		
		MO	F a K		
			F o K		

- ③ 上記の他、当社では次のような注文を活用することができます。
 - イフダン注文 (IFD) … 決済予約注文
 決済予約注文とは、お客様の利便性を向上させるために、新規注文時に決済注文の予約を同時に登録しておくことです
 - OCO注文 (①OCO) (②IFO)
 OCO注文とは、お客様が①すでにお持ちの建玉、又は②これから発注する新規の注文に対して2通りの決済注文(利益と損失のそれぞれの値幅を設定する。)を指定し、その条件を満たしたときにMO注文が執行されるシステム注文で、一方の決済注文が約定した場合は、自動的に残りの登録注文に対して取消依頼が出されます。
 - TS注文 (TS)
 TS (Trailing Stop) 注文とは、現在の動きに合わせて、予め指定していた値幅の分だけ、「Stop Order(SO)」の指定値段(発動ライン)を有利な方向へ自動追尾してくれる注文方法です。TS注文が「売」仕切注文の場合、相場が下落するようであれば即決済し、上昇するようであれば利益をより多く確保するために「Stop Order(SO)」指定値段(発動ライン)を予め指定した値幅分切り上げ、相場の上昇に追尾することが可能になります。

TS注文では、この相場に追随する値幅(トレール幅)を設定して注文します。

■ 約定条件

約 定 条 件	概 要 説 明
Fill and Store(FaS) (フィル・アット・ストア)	約定できる数量は約定し、残枚数は板(市場)に保持されています。 ※注文の有効期限の指定は、次の3種類から選択していただくこととなります。

Fill and Kill(FaK) (フィル・アント・キル)	約定できる数量は約定し、残枚数はキャンセル（失効）されます。
Fill or Kill(FoK) (フィル・オア・キル)	全量約定するか、全量約定できない場合はキャンセル（失効）されます。

■ 有効期限

当セッション	日中立会に発注した場合は、その日中立会終了までとなります。 夜間立会に発注した場合は、その夜間立会終了までとなります。
当 日	夜間立会から翌営業日の日中立会終了までとなります。
日付指定	当営業日を含む 7 日間（5 営業日以内）で指定日付の日中立会終了まで有効となります。 ※金曜日の夜間立会に 7 日間と発注した場合は、翌週末金曜日の日中立会終了まで有効です。

7. 注文の優先順位

【価格優先とは】

- ① 「高い」 買いのリミット注文は、「安い」 買いのリミット注文より優先されます。
- ② 「安い」 売りのリミット注文は、「高い」 売りのリミット注文より優先されます。
- ③ マーケット注文は他の注文に対して価格的に優先されます。

【時間優先とは】

- ① 同一値段の注文（価格的には同じ優先順位）は、先に受付けた注文が遅く受付けた注文より優先されます。
- ② ストップ注文は条件が満たされて登録された時間、その他の注文は取引所システムに登録された時間によって時間優先の順位が判断されます。

8. 営業時間等

- ① 当社の営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとさせていただきます。
- ② 日中立会の終了時刻（午後 3 時 15 分）、営業時間の終了時刻（午後 7 時）間際にご注文ご指示いただいた場合には、発注することができないことがあります。また、終了時刻間際の発注は誤って入力するおそれがありますので、可能な限り終了時刻より時間的余裕を持ったご注文をお願いいたします。

※ご注文は、正確にご指示するようお願いいたします。

日本商品先物取引協会会員 農林水産省指令 22 総合第 1337 号、 経済産業省平成 22・12・13 商第 19 号	
◎ セントラル商事株式会社	
本 社	〒104-0033 東京都中央区新川1-24-1 秀和第2新川ビル TEL 03-5542-8911 FAX 03-5542-8863
大阪支社	〒541-0054 大阪市中央区南本町 2-2-9 辰野南本町ビル 5F TEL 06-6261-7000 FAX 06-6263-5533
ホームページアドレス	http://www.central-shoji.co.jp
Eメールアドレス	web-info@central-shoji.co.jp

2016.06.20